



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条（1）総務委員会（2）広報委員会（10）渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※まちづくり委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条（7）社会開発委員会（8）青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※研修委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条（4）会員交流委員会（6）指導力開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条（3）会員開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること